

意見表明の応募方法等について

1 応募方法・提出先等

下記ホームページに掲載の「意見表明申込書」に必要事項（意見を表明する方（団体）の名称、担当者氏名、意見表明要旨等）を記載の上、令和8年1月16日（金曜日）17時までに、Eメールにて提出してください。

【HP】https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_building/gijutsu_kentokai.html

【Eメール宛先】S0213304 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、（at）を@に置き換えてご利用ください。

※申込みに当たっては、件名を「【意見表明希望】新築建築物技術検討会」とし、必要事項を記載した「意見表明申込書」を送付してください。

2 意見要旨の作成及び意見表明等

内 容	意見要旨の作成及び意見表明の内容については、「東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第5回）」（12月22日開催）で示す建築物環境計画書制度及び建築物環境報告書制度に係る義務基準の内容に限ります。 ● 資料 3-1 建築物環境計画書制度（大規模建築物）の強化・拡充について ● 資料 3-2 建築物環境報告書制度（中小規模建築物）の強化・拡充について（電気自動車充電設備整備基準） ※検討内容（検討会資料）は、以下のホームページに公表しています。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/green_building/gijutsu_kentokai.html
要 旨 作 成	・要旨は資料 3-1、資料 3-2 それぞれについて、最大 800 字程度でまとめてください。 ・要旨に上記内容が含まれていない場合は、意見表明をお断りさせていただく場合があります。
意 見 表 明 の 方 法	・令和8年2月19日（木曜日）に開催する「東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第6回）」（対面とオンライン併用、公開で開催）において、上記要旨に基づき意見を表明していただきます（検討会委員からの質疑がありますので、御回答いただきますようお願いいたします。）。 ・意見表明は1者あたり最大10分とします。（応募者多数の場合、発表時間が短くなる場合もあります。） ・当日の意見表明にあたり、要旨に加え、補足資料を作成し提出・説明することも可能です（補足資料の提出期限は別途お知らせします。）。
出 席 可 否 等 の 通 知	令和8年1月23日（金曜日）に、技術検討会にて意見表明を行っていただく方を対象に、メールにて出席日時等の詳細を御連絡いたします。 ※応募多数の場合、技術検討会への御出席は団体の方を優先させていただき、そのほかの方は、要旨の書面公表のみとさせていただきます。 ※技術検討会への出席をお断りする場合もメールにて御連絡いたします。
資 料 の 取 扱 い	資料は、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要綱に基づき、後日議事録とともに公表させていただきます。
注 意 事 項	事業所等の機密情報や個人情報等公表することが相応しくない情報は記載しないようにお願いします。